

※この用紙は届出書ですので、ご記入の上、必要な添付書類と一緒に提出してください。

同居者異動届に必要な書類

※以下の1、2のいずれかと、①異動を証する書類や②再認定に必要な書類(ア～エ)を添付すること。

添付書類		特記事項	
1	市区町村の発行する最新の所得証明書	○18歳以上の世帯員全員必要です。なお、18歳に到達後最初の3月31日までにある未就労の高校生を除きます。 ○本申請と同年度の収入申告において所得証明書を提出済み場合、再度の提出は不要です。	
2	生活保護証明書	○管轄の福祉事務所が発行しています。	
① 異動を証する書類	○転出の場合 住民票	○転出した方の転出先の住民票が必要になります(住民票(除票)でも可)。 ○転出の理由が離婚の場合は、離婚後の戸籍謄本も必要です。	
	○死亡の場合 住民票(除票)等	○住民票(除票)、戸籍謄本、死亡診断書の写しのうち、いずれかひとつ	
	○出生の場合 住民票	○続柄および筆頭者の記載がある世帯全員の住民票を提出してください。	
	○姓変更の場合 戸籍謄本		
	○婚姻の場合 同意書 住民票 戸籍謄本	○所定の書式に記入いただきます。 ○続柄および筆頭者の記載がある世帯全員の住民票を提出してください。 ○外国人の方は、国籍、在留資格(特別永住者は除く)、在留期間(特別永住者は除く)の記載が必要です。	
該当事由	添付書類	備考	
② 再認定に必要な書類	ア 給与所得の減少	①(1～5月においては)源泉徴収票の提出が必要です。 ②前年1月2日以降に就職(転職)した場合、勤務証明書が必要です。 ③前年1月2日以降に雇用形態の変更があった場合には、②に加え「労働条件通知書の写しまたは雇用契約書の写しのいずれか」も必要です。	源泉徴収票が手書きの場合は、会社の押印が必要です。 ①婚姻による同居者は提出が必要です。また、収入が著しく減少した場合に提出します。 ②、③の場合には提出が必要です。
	イ 事業所得の減少	①(1～5月においては)確定申告書の写しの提出が必要です。 ②前年1月2日以降に開業した場合、事業申告書と開業届の控えも必要です。	①収入が著しく減少した場合に提出します。 ②の場合には提出が必要です。
	ウ 退職	①退職の場合は、「退職証明書、離職票の写し、雇用保険受給資格者証の写し、または源泉徴収票の写し(退職日記載あり)のうちいずれか」が必要です。なお、廃業の場合は、廃業届の写しが必要です。	
	エ その他	①障害の手帳をお持ちの場合、その写しを添付してください。その他、控除を証する書類(源泉徴収票の写し、確定申告の控え、戸籍謄本等)を提出してください。	別居扶養も含まれます。

●前年度および今年度の収入申告が未申告である場合は、必ず収入申告書を提出してください。